

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

2割加算を逆手にとった活用

Q：相続対策のことでお尋ねします。孫に財産を分けてやりたいのですが、贈与すると贈与税が結構高額な金額でかかってきます。贈与以外の方法で、孫に財産を分けてやる方法はありませんか。

A：遺言でお孫さんに財産を遺贈するという方法を検討してみてください。相続税は2割加算を受けますが、将来の相続税と比較すると節税になることが多いのです。

【解説】

相続人以外の人に自己の財産を承継させたいときは、「遺言」という方法があります。遺言によって財産の遺贈を受ける人を受遺者といい、自然人のほか会社なども受遺者になることができます。

通常、一度子供が相続した後、次の孫が相続しますが、ダイレクトに孫へ遺贈すれば、1回分の相続税を回避できます。

ただし、被相続人の子供（代襲相続人を含む）・父母・配偶者以外の者が、相続や遺贈により財産を取得した場合には、次のいずれか少ない金額が相続税に加算されます。

- (1) その人の算出税額×20%
- (2) その人の正味の相続財産×70%

つまり、①孫（代襲相続人を除く）、②兄弟姉妹、③子供の配偶者、④他人といった人は、2割加算の対象となるというわけです。

しかし、孫への一代飛び相続は相続対策として有効な手段です。加算されても、通常は節税になりますし、不動産登記料も安くなり、分割協議の問題もなくなります。

